

「令和6年能登半島地震」被災地からの転入者に対する支援制度・事業一覧

このたびの能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。
福山市では、能登半島地震により本市へ避難して来られた皆様に次のような支援制度を設けています。
それぞれの支援制度の詳細については、各担当課等へお問い合わせいただくか本市ホームページをご覧ください。
なお、電話番号の市外局番(084)は省略しています。(新市町を除く)

| 区分 | 項目 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------|----------------------------|--|---|
| 健康管理 | 健康相談 | こころや身体の健康に関する相談に応じます。 | 健康推進課 928-3421 |
| | 1歳6か月児・3歳児健康診査 | 被災により受診できなかった場合は健康診査が受けられます。 | ネウボラ推進課 928-1053 |
| | 乳幼児健康相談 | 妊産婦・乳幼児の健康相談に応じます。 | ネウボラ推進課 928-1053 |
| | 母子健康手帳の交付、妊婦・乳児健康診査補助券等の交付 | 被災により紛失した場合は、交付します。 | ネウボラ推進課 928-1053 |
| | 予防接種 | 定期予防接種を受けることができます。 | 保健予防課 928-1127 |
| 給付・支給 | 電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 | 被災した市町村で、給付を受けられる場合があります。 [対象] 所有する住宅等が被害に遭い、令和5年度分の住民税(均等割・所得割)が全額免除される水準となった者を含む世帯 | 被災した市町村にご確認ください。 |
| | 日赤災害救援物資の提供 | 転入、転出などにより、次の生活用品を提供できる場合があります。 ・毛布(1人で1枚) ・タオルセット(1人で1組) ・緊急セット(1組4人分) | 福山市社会福祉協議会総務課 928-1330 |
| 生活困窮 | 生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付 | [対象] 地震により被災し、市内に避難した方(世帯) [限度額] 一世帯一回限り10万円(20万円の場合あり) | 福山市社会福祉協議会貸付相談センター 928-1348 |
| 学校・幼稚園・保育所 | 転入学 | 福山市立の幼稚園、小中学校等へ転入される場合は問い合わせ先にお問い合わせください。 | 【幼稚園】 保育指導課 928-1049 【小・中学校】 教育委員会学事課 928-1169 福山中・高等学校 951-5978 【公立高等学校】 広島県教育委員会 082-513-4992 |
| | 就学援助費の支給 | 経済的な理由で、小・中学校及び義務教育学校への就学に必要な費用の支払いが困難な人に、費用の一部を援助しています。 | 教育委員会学事課 各小・中学校 928-1169 |
| | 学用品・教科書 | 就学上支障のある損傷等により使用することができない児童・生徒の学用品の援助を行います。 | 教育委員会学事課 928-1169 |
| | | 福山市立小・中学校及び義務教育学校へ転入した場合の児童・生徒の教科書を支給します。 | 教育委員会学事課 928-1169 |
| | 保育所等の入所・一時預かり | 保育所等への入所及び一時預かりの利用を希望される場合は問い合わせ先にお問い合わせください。 | 保育施設課 928-1047 |
| | 放課後児童クラブの利用 | 放課後児童クラブの利用を希望される場合は問い合わせ先にお問い合わせください。 | 保育施設課 928-1047 |
| | 保育施設児童に対する保育用品の支給 | 保育施設児童の出席ノートが、なくなったり使えなくなった場合に支給します。 | 保育指導課 928-1049 |

| 区分 | 項目 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------------|---|--|--|
| 税金 | 固定資産税及び都市計画税の軽減措置 | 能登半島地震により滅失・損壊した家屋又は償却資産の所有者等が、当該家屋又は償却資産に代わる家屋又は償却資産を取得等した場合に、課税標準について、資産の取得から4年間、2分の1とする特例措置が適用される場合があります。 | 資産税課 928-1022(償却資産) 928-1023(家屋) |
| | 市民税の減免 | 震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、市民税の減免を受けられる場合があります。 | 市民税課 928-1020 |
| 医療・介護 | 国民健康保険税等の減免 | 一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。 ・国民健康保険税の減免 ・一部負担金の減免 | 保険年金課 928-1055 |
| | 国民年金保険料の免除 | 一定程度以上の損害を受けたとき、保険料の免除を受けられる場合があります。 | 保険年金課 928-1052 |
| | 後期高齢者医療保険料等の減免 | 一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。 ・後期高齢者医療保険料の減免 ・一部負担金の減免 | 保険年金課 928-1411 |
| | 介護保険料等の減免 | 一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免もしくは軽減を受けられる場合があります。 ・1号(65歳以上)被保険者の保険料の減免 ・介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス利用者負担額の軽減 | 介護保険課 928-1166 高齢者支援課 928-1189 松永保健福祉課 930-0410 北部保健福祉課 976-8803 東部保健福祉課 940-2572 神辺保健福祉課 962-5005 沼隈支所 (保健福祉担当) 980-7704 新市支所 (保健福祉担当) (0847)52-5515 |
| 障がい福祉 | 障がい福祉サービス等利用者負担の軽減 | 一定程度以上の損害を受けたとき、減免を受けられる場合があります。 | 障がい福祉課 928-1208 |
| | 障がい福祉サービス等の取扱い | 受給者証を提示できない場合も利用できます。また、添付資料を省略できる場合等があります。 | 障がい福祉課 928-1208 |
| | 自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院)の取扱い | 受給者証を提示できない場合でも受診できます。また、添付書類を省略できる場合等があります。 | 障がい福祉課 928-1063 |
| | 特別児童扶養手当・障がい児福祉手当・特別障がい者手当・経過的福祉手当 | 住宅、家財、その他の財産の被害額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、所得制限の適用除外が受けられる場合があります。 | 障がい福祉課 928-1063 |
| | 重度心身障がい者医療の受給に係る所得制限の適用除外 | 被害を受けたとき、所得制限の適用除外が受けられる場合があります。 | 障がい福祉課 928-1063 |
| | 身体障がい者自動車改造給付要件の緩和 | 当事業の給付を受けて改造した自動車が、損害・使用不能となり、新たに改造する場合は、2年間経過していなくても給付が受けられる場合があります。 | 障がい福祉課 928-1063 |
| | 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業助成要件の緩和 | 当事業の助成を受けて購入した補聴器を亡失・毀損し買い替える場合は、耐用年数が5年を経過していなくても助成の対象とする場合があります。 | 障がい福祉課 928-1063 |
| | 障がい者(児)の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和 | 当事業で給付を受けた補装具・日常生活用具を亡失・毀損したときは、耐用年数等にかかわらず、給付を受けられる場合があります。 | 障がい福祉課 928-1063 |
| | 障がい者(児)の補装具・日常生活用具等の自己負担額の減免 | 住居の全壊又は床上浸水の被害を受けたときに、補装具・日常生活用具購入等に係る自己負担額の減免を受けられる場合があります。 | 障がい福祉課 928-1063 |
| 心身障がい者扶養共済制度の掛金の減免 | 家屋が著しい損害を受け、市民税免除世帯若しくは市民税2分の1以上の減額世帯又はこれらと同程度と認められる世帯は、掛金の減免を受けられる場合があります。 | 障がい福祉課 928-1063 | |

| 区分 | 項目 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-----|-------------|--|---|
| くらし | 図書の貸出 | 被災者を対象として、図書を貸し出すことができます。 | 中央図書館 932-7222 松永図書館 933-3770 北部図書館 976-4822 東部図書館 940-2575 沼隈図書館 987-5630 新市図書館 (0847)52-5551 かんなべ図書館 962-5053 |
| 相談 | DV・離婚に関する相談 | DV(配偶者・恋人などからの暴力)・夫婦関係・離婚・セクハラ・性別による差別などについて | 若者・くらしの悩み相談課 928-1046 |
| | 青少年・若者相談 | 非行、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなどについて | 若者・くらしの悩み相談課 928-1046 |
| | 生活相談 | 生活での困りごとや、各種手続きで窓口がわからないときはお問い合わせください。 | 市民生活課 928-1050 |